

廃石綿の埋め立て基準強化

環境省 固型化など義務付け

環境省は「廃石綿等の埋め立て基準に関する検討委員会」の検討結果を受け、廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令案をまとめた。廃石綿等の埋め立て処分を行う場合には、あらかじめ固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で2重梱包することを義務付ける。また、埋め立てる廃石綿等が埋め立て地の外に飛散、流出しないように、その表面を土砂で覆うなど必要な措置を講じることとする。

検討委員会では、埋め立て処分にあたっては「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」(07年同省)などに従い適正な作業を行えば2重梱包が破袋する危険性は低いものの、排出事業者の梱包作業が不適切であった場合や鋭利なものが含まれていた場合などは、転圧等埋め立て作業の際に破袋する危険性がないとは言えないとの指摘があった。

こうした検討を踏まえて、埋め立ての際には固型化、薬剤による安定化などを行った上で2重梱包することとした。一部では固型化・安定化に使用する薬剤を特定すべきとの声もあったが、ある程度柔軟な対応ができる形とした。

一連の廃棄物処理法改正に伴う政省令事項などと合わせて来月8日までパブリックコメントを募集した後、来年4月1日に施行する予定。